

第 1 0 5 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 項中「となつた職員」の次に「、法第 2 6 条の 5 第 1 項
の規定による自己啓発等休業中の職員」を加え、「公益法人等への一般
職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の
地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、「その休職」の次に「、自
己啓発等休業」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

自己啓発等休業制度につき職員の給与上の取扱いを定めるとともに、
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い、
規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。